みんなできるる国保会計算



「減免」と「傷病手当金」をご存じですか?

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の「減免」について

- ●新型コロナウイルス感染症の影響により、①または②に該当する方は減免の対象になります。
 - ①主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険税(料)を全額免除
 - ②主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ 保険税(料)の一部を減額 ※収入減少:事業·不動産・山林・給与のいずれかの収入が前年に比べ10分の3以上減少するなど
- ●申請書のダウンロード(申請には、収入を証明する書類が必要です)

国民健康保険 : 黒潮町公式ホームページ(https://www.town.kuroshio.lg.ip/)

後期高齢者医療:高知県後期高齢者医療広域連合ホームページ(https://www.kochi-kouiki.or.jp/)

○お問い合わせ 国民健康保険税の減免について 本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816

後期高齢者医療保険料の減免について 本庁 住民課 国保係 ☎43-2800

国民健康保険と後期高齢者医療保険の「傷病手当金」について

- ●新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われた対象者(※)のうち、①~③の条件すべてに該当する方に傷病手当金を支給します。
 - ①新型コロナウイルス感染症に感染したまたは発熱などの症状があり感染の疑いがあること から、療養のために労務に服することができなかった。
 - ②連続3日間の休業を含め、4日以上労務に服することができなかった。
 - ③休業中に給与を受けていない。(一部でも受けている場合は、支給額を減額調整)
 - ※対象者: 国民健康保険は、給与などの支払を受けている者(専従者を含む)または事業を営んでいる者

後期高齢者医療は、給与などの支払を受けている者(専従者を含む)

●申請書のダウンロード

黒潮町公式ホームページ(https://www.town.kuroshio.lg.jp/)

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係 ☎43-2800

~マイナンバーカードが保険証として利用できるようになります~

令和3年3月から健康保険証機能が新たに加わり、マイナンバーカードがますます便利になります。マイナンバーカードと保険証を紐づけることで、マイナンバーカードを保険証として利用でき、高額療養費の限度額証などの書類の持参が不要になります(※)。また、引っ越しや加入医療保険の変更などで保険証がまだ届いていない場合でも、医療機関を受診することができます(※)。

役場で「マイナンバーカードの取得」および「保険証との紐づけ作業」のサポートを行っていますので、お気軽にお申し出ください。

※カードリーダーを備えていない医療機関では、マイナンバーカードの保険証利用はできません。マイナンバーカードのICチップの中の「電子証明書」を使用するため、12桁のマイナンバーは使いません。

健康保険証とマイナンバーカードの紐づけ作業を行っても、保険証は交付されます。

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800